

社会情勢の変化、市の環境に関する取り組みの整理

目 次

1	最近 10 年間の本市を取り巻く環境の動向.....	2
2	第 2 次守谷市環境基本計画策定以降の環境を取り巻く社会情勢の変化.....	4
	(1) 環境全般.....	4
	①持続可能な開発目標（SDGs）.....	4
	②第 6 次環境基本計画（環境省）（令和 6 年 5 月 21 日閣議決定）.....	4
	③第 4 次茨城県環境基本計画（令和 5 年 3 月）.....	5
	(2) 脱炭素・地球温暖化対策分野.....	6
	①地球温暖化の状況.....	6
	②国際情勢.....	6
	③国における取組.....	6
	④茨城県における取組.....	8
	⑤本市における取組.....	9
	(3) 資源循環分野.....	11
	①資源循環の状況.....	11
	②国際情勢.....	11
	③国における取組.....	12
	④茨城県における取組.....	13
	⑤本市における取組.....	13
	(4) 生物多様性分野.....	14
	①生物多様性の状況.....	14
	②国際情勢.....	14
	③国における取組.....	14
	④茨城県における取組.....	16
	⑤本市における取組.....	16
	(5) その他.....	16
	①新型コロナウイルス感染症への対応.....	16
	②市の上位計画.....	17
	③市の環境に関する取組.....	18
	【参考】激甚化する気象災害.....	20
	①世界で発生している気象災害.....	20
	②日本で発生している主な気象災害.....	21

1 最近 10 年間の本市を取り巻く環境の動向

世界、国、茨城県、守谷市における、主に現行計画策定後の環境に関する出来事・取り組みを年表にまとめました。

年	国際情勢・国	茨城県	守谷市
2015(H27)年 以前	・H27.9 SDGs(持続可能な開発目標)採択 ・H27.12 パリ協定採択(COP21)	・H23.4 茨城県地球温暖化対策実行計画 策定 ・H25.3 第3次茨城県環境基本計画 ・H26.10 茨城の生物多様性戦略	・H11.3 守谷市環境基本条例 制定 ・H26.7 守谷市低炭素まちづくり計画 策定
2016(H28)年	・H28.5 地球温暖化対策計画 閣議決定		・H28.8 第2次守谷市環境基本計画 策定
2017(H29)年		H29.3 茨城県地球温暖化対策実行計画 改定	
2018(H30)年	・H30.4 第五次環境基本計画 閣議決定 ・H30.6 気候変動適応法 公布 ・H30.6 第四次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定 ・H30.10 IPCC「1.5℃特別報告書」公表 ・H30.11 気候変動適応計画 閣議決定		
2019 (H31・R元)年	・R1.5 食品ロスの削減の推進に関する法律 公布		
2020(R2)年	・R2.3 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 閣議決定 ・R2.4-5 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言 ・R2.10 内閣総理大臣所信表明演説 2050年カーボンニュートラルを宣言		・R2.3 守谷市都市計画マスタープラン 改定 ・R2.7 ゼロカーボンシティの表明
2021(R3)年	・R3.1-3,4-9 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言 ・R3.4 2030年度温室効果ガスの削減目標を 2013年度比 46%減を表明 ・R3.6 地球温暖化対策の推進に関する法律 改正 ・R3.6 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 公布 ・R3.8 IPCC 第6次評価報告書(第1作業部会報告書) ・R3.10 地球温暖化対策計画 閣議決定 ・R3.11 グラスゴー気候合意(COP26) ・R3.10 気候変動適応計画 閣議決定	・R3.3 第5次茨城県廃棄物処理計画(食品ロス棚店推進計画に関する事項) ・R3.3 茨城県環境保全率先実行計画第6期	・R3.2 守谷市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】策定 ・R3.10 第2次守谷市緑の基本計画 策定

年	国際情勢・国	茨城県	守谷市
2022(R4)年	・R4.2 IPCC 第6次評価報告書(第2作業部会報告書) ・R4.6 水循環基本計画(一部見直し) 閣議決定 ・R4.12 昆明・モントリオール生物多様性枠組(COP15)「30by30」目標合意	・R4.3 第2次茨城県総合計画 2022-2025 策定 ・R4.3 第13次鳥獣保護管理事業計画 ・R4.3 茨城県ごみ処理広域化計画	・R4.3 第3次守谷市総合計画・第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定 ・R4.3 守谷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 策定
2023(R5)年	・R5.2 GX 実現に向けた基本方針 閣議決定 ・R5.3 生物多様性国家戦略 2023-2030 閣議決定	・R5.3 第4次茨城県環境基本計画 ・R5.3 茨城県地球温暖化対策実行計画 改定	
2024(R6)年	・R6.4 地域における生物多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(生物多様性増進活動促進法) ・R6.5 第六次環境基本計画 閣議決定 ・R6.8 第五次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定		・R6.7 守谷市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】改訂 ・R6 守谷市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(予定)
2025(R7)年			

2 第2次守谷市環境基本計画策定以降の環境を取り巻く社会情勢の変化

(1) 環境全般

①持続可能な開発目標（SDGs）

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際社会共通の目標「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ)は、略してSDGs(エス・ディー・ジーズ)と呼ばれています。

この目標は、地球上の誰一人として取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため令和12(2030)年までに国際社会が達成すべき目標であり、17のゴールとそれに付随する169のターゲットから構成されています。

SDGsは、発展途上国だけではなく先進国を含む全ての国が取り組む目標であり、経済・社会・環境の3つの側面を統合的に解決することをめざしています。



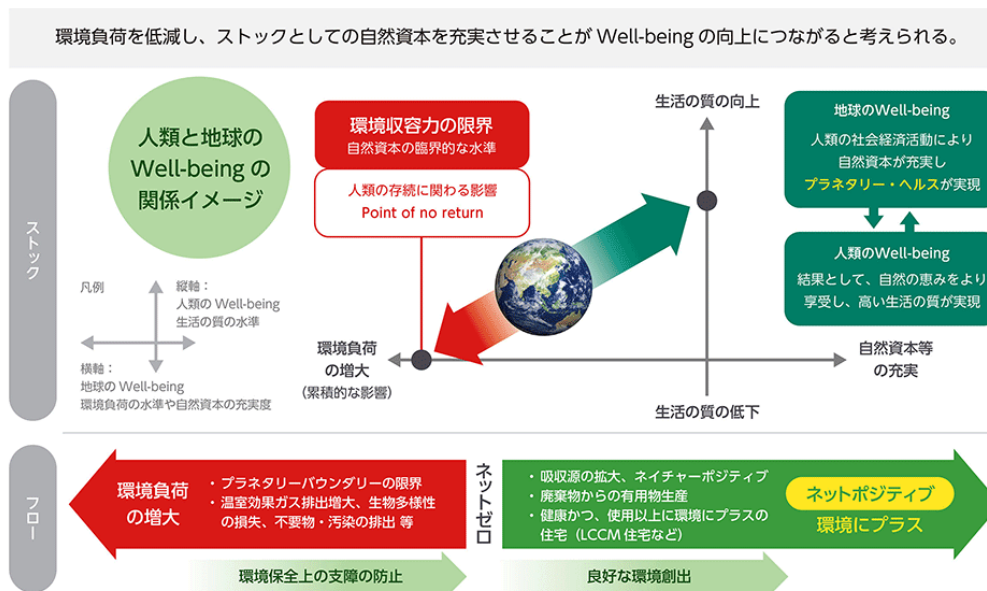
②第6次環境基本計画（環境省）（令和6年5月21日閣議決定）

国の「第六次環境基本計画」が令和6(2024)年5月に閣議決定されました。

環境基本計画は、環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるものです。

本計画では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げています。

現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、「自然再興(ネイチャーポジティブ)」、「脱炭素(カーボンニュートラル)」、「循環経済(サーキュラーエコノミー)」の施策の統合、シナジー化等によって「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。



出典：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（令和6年版）」（環境省）

図 自然資本・環境負荷とウェルビーイング・生活の質との関係(イメージ)

③第4次茨城県環境基本計画（令和5年3月）

豊かな環境を保全・創造し、次の世代へ継承していくため長期的な目標、施策の大綱等を示しており、計画期間は令和5年度を初年度とした概ね10年間としています。

計画策定の基本的な考え方は、国内外における経済・社会情勢の変化及び環境を取り巻く状況等を踏まえるとともに、複数の課題を統合的に解決することを目指すSDGsの考え方も活用しながら持続可能な社会を目指しています。

環境の将来像を「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」と定め、「脱炭素社会の実現」、「自然と共生する社会の実現」、「循環型社会の実現」、「身近な地域環境の保全」、「霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生」の5つの基本目標を設定し、その達成に向けて8つの施策の柱により施策を展開しています。

計画の施策の柱
1 地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進
2 地域環境保全対策の推進
3 湖沼環境保全対策の推進
4 循環型社会づくりの推進
5 生物多様性の保全と持続可能な利用
6 快適で住みよい環境保全と創出
7 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進
8 環境の保全と創造のための基本的施策の推進

(2) 脱炭素・地球温暖化対策分野

①地球温暖化の状況

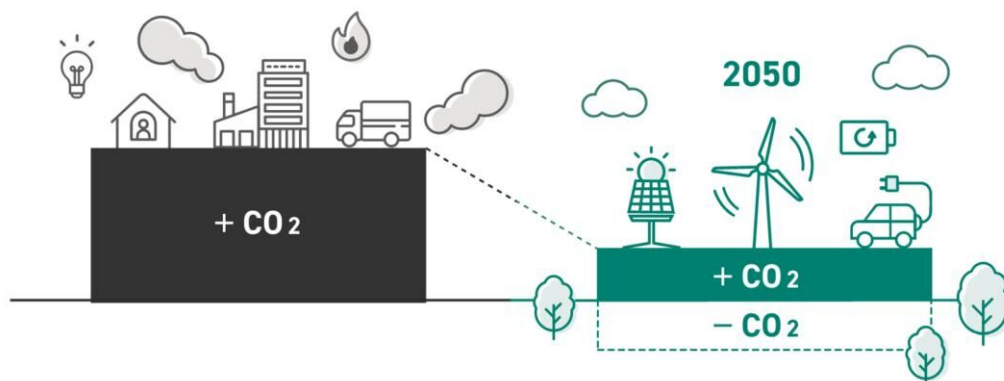
2023年の世界の平均気温は、産業革命前(1850-1900年の平均気温)より1.45℃(±0.12℃)上昇し、観測史上最高となりました。世界の平均気温は上昇傾向にあり、1970年以降、過去2000年間のどの50年間よりも気温上昇は加速しています。

また、生物多様性の観点からは、私たちが生きる現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大絶滅は過去5回発生した大絶滅より、種の絶滅速度は速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられています。

②国際情勢

平成27(2015)年に国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP21)で採択された「パリ協定」では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて、2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられています。加えて、国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の「IPCC1.5度特別報告書」によると、産業革命以降の温度上昇を1.5度以内におさえるという努力目標(1.5℃努力目標)を達成するためには、2050年近辺までのカーボンニュートラルが必要という報告がされています。

このような背景から、パリ協定で掲げられた目標の達成に向けて、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を、令和32(2050)年頃までに実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けた動きが国際的に広がっています。



出典：脱炭素ポータル（環境省）

図 カーボンニュートラルのイメージ

③国における取組

i) 2050年カーボンニュートラル実現に向けた中長期の戦略的取組

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標等に合意し、この実現に向けて、世界が取組を進めており、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げています。そのため、日本でも2020年10月に、2050年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、2021年4月には、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度までに温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。

経済と環境の好循環を生み出し、2030年度の野心的な目標に向けて、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進めることが必要とされています。

ii) 地域脱炭素ロードマップ

2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルの目標に向け、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示しています。

具体的には、地域特性や気候風土に応じて、再エネ、省エネ、EV/PHEV/FCVの利用、カーボンニュートラル燃料の使用など適切な対策を組み合わせることで実行します。

脱炭素に向けて、地方自治体・事業者が何をすべきか、できるのか、脱炭素先行地域を含め全国津々浦々で取り組むことが望ましい脱炭素の基盤となる重点対策を以下の通り示しています。

1. 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
2. 地域共生・地域裨益型再エネの立地
3. 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導
4. 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
5. ゼロカーボン・ドライブ(再エネ×EV/PHEV/FCV)
6. 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
7. コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
8. 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

そして、脱炭素先行地域づくりと重点対策の全国実施を後押しするため、3つの基盤的な施策を行っています。

1. 地域の実施体制構築と国の積極支援
2. グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション
3. 社会全体を脱炭素に向けるルールのイノベーション

iii) 再生可能エネルギーの導入

令和5年4月に開催された「再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議」では、再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組を具体化して強力に進めるため、「GX実現に向けた基本方針」を踏まえた再生可能エネルギーの導入拡大に向けた関係府省庁連携アクションプラン」がとりまとめられています。

太陽光や風力、バイオマスといった自然由来の再生可能エネルギーは、利用する際に温室効果ガスを排出せず、かつエネルギー自給率の向上にもつながることから大きな役割を担っているため、国は、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進し、電源構成に占める割合を令和12(2030)年度までには36～38%程度までの達成を目指しています。

④茨城県における取組

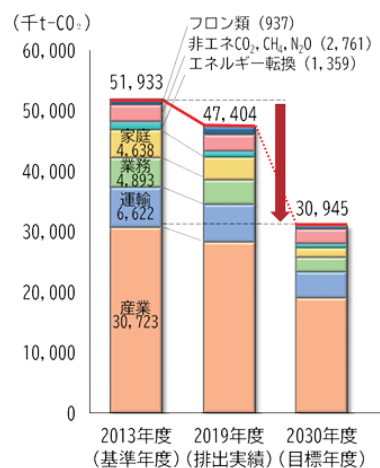
i) 茨城県地球温暖化対策実行計画の改定（令和5年3月）

近年の国際的なカーボンニュートラルへの動きを鑑み、地球温暖化対策を充実させる必要があるものとし、改定されました。なお、計画期間は国の「地球温暖化対策計画」に準じて、令和5年度から令和12年度までの8年間としています。

温室効果ガスの排出を削減して気候変動を抑制する「緩和策」と、避けられない気候変動の影響を回避・軽減する「適応策」を、車の両輪として地球温暖化対策を推進しています。

温室効果ガスの削減目標については、基準年を2013年度、目標年度を2030年度として、部門ごとに設けられています。国の削減目標を踏まえ、産業部門も含め、2030年度までにおける温室効果ガス削減目標を、部門ごとに国と同等の削減率となるように設定し、削減目標の達成を目指しています。

部門	削減目標
産業部門CO ₂	▲38%
業務部門CO ₂	▲51%
家庭部門CO ₂	▲66%
運輸部門CO ₂	▲35%
エネルギー転換部門CO ₂	▲47%
その他ガス (非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O)	▲14%
HFC等4ガス(フロン類)	▲44%



出典：茨城県地球温暖化対策実行計画

図 茨城県の温室効果ガス削減目標

ii) カーボンニュートラルに向けた取組

茨城県は、周辺他県と比較して、石炭・石炭製品と石油製品の構成比率が圧倒的に高いことが特徴となっており、石炭及び石油製品を代替する脱燃料供給と脱炭素製造プロセス転換が最重要課題としています。

「カーボンニュートラル産業拠点の創出に向けた茨城県の取組方針」や「茨城港・鹿島港港湾脱炭素化推進計画」、「カーボンニュートラル先導モデル創出推進事業」等に取り組み、カーボンニュートラルの実現に不可欠な水素・アンモニアなどの新エネルギーの需要創出等に向けて、先進技術を活用した先導的な実証プロジェクトの構築を推進しています。

「カーボンニュートラル産業拠点の創出に向けた茨城県の取組方針」については機運醸成、体制構築、支援充実をプロジェクトの三本柱とし、2050年のカーボンニュートラル達成に向け取り組んでいます。

⑤本市における取組

i) ゼロカーボンシティの表明（令和2年7月）

2021年6月に改正地球温暖化対策推進法が施行され、脱炭素社会の実現に向け、地方自治体における取組が求められ、本市においても2050年までに市域の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を2020年7月に表明しました。

ii) 守谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定（令和6年12月）

「区域施策編」とは、地球温暖化対策推進法第21条第3項において、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市に策定することが義務付けられている、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画です。

守谷市における温室効果ガス削減と再生可能エネルギー導入について目標等を設定し、市民、事業者、行政が連携して環境配慮行動を目指していくために策定されています。また、『第2次守谷市環境基本計画』と国の方針に基づいて作成されており、国の目標を踏まえ、平成25年度を基準年度とし、温室効果ガス排出量削減の目標年度は、中期目標を令和12年度、長期目標を令和32年に設定されています。目標年度における温室効果ガスの削減率の目標値は、国の目標値を基準としており、令和12年度では46%以上、令和32年では脱炭素化達成としています。

各部門における温室効果ガスの総量削減目標については下表に示すとおりです。

表 守谷市における温室効果ガスの総量削減目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：t-CO ₂)		2013年度 (基準年度)	2030年度 (目標年度)	削減率 (基準年度比)
合計		814,412	431,404	47%
	産業部門	634,741	349,108	45%
	製造業	630,680	346,874	45%
	建設業・鉱業	2,408	1,324	45%
	農林水産業	1,653	909	45%
	業務その他部門	62,936	30,839	51%
	家庭部門	76,209	25,911	66%
	運輸部門	39,182	25,468	35%
	廃棄物分野（一般廃棄物）	5,308	4,565	15%
	吸収源	-3,965	-4,486	—

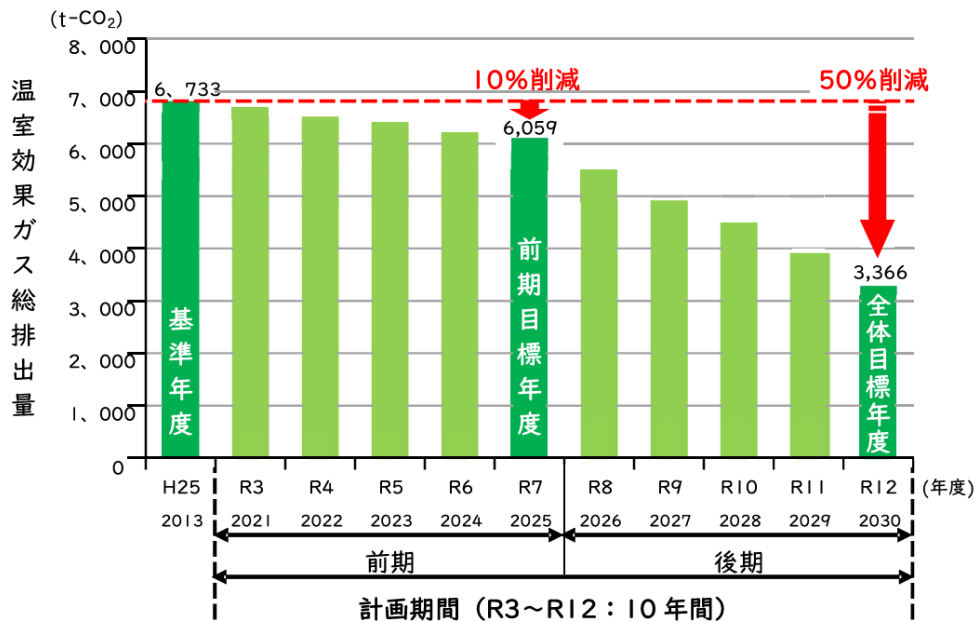
出典：守谷市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】（令和6年度改訂版）

iii) 守谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定（令和5年3月）

「事務事業編」とは、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画です。全ての地方公共団体に策定が義務付けられています。

ゼロカーボンシティ宣言を実現するため、エネルギーを積極的・効率的に利用し、自ら排出する温室効果ガスの削減を図り、また市民・事業者の模範となることで、市民や事業者の自主的・積極的な行動を促すことに市が取り組むことで、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

計画の基準年度及び目標年度は国の「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」に合わせ、基準年度を平成25年度、目標年度を令和12年度としています。「政府実行計画」で掲げている中期目標に準じて、本市における温室効果ガス総排出量削減の全体目標を2030年度までに2013年度比50%削減を掲げています。



出典：守谷市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（令和6年7月改訂版）

図 温室効果ガスの削減目標イメージ

iv) 守谷市低炭素まちづくり計画の策定（平成26年7月）

低炭素型都市の実現に向けた取組の促進を図るため、「低炭素まちづくり計画」の作成とこれに基づく特別措置、低炭素建築物の普及促進のための措置を講じ、都市の健全な発展に寄与することを目的として、「都市の低炭素化の促進に関する法律：通称エコまち法」が平成24年に施行され、守谷市においても、高齢者等の生活・子育て環境の整備、また、深刻さを増す地球温暖化問題への対応も含め、市民生活を支える、持続可能で活力ある都市づくり、地域づくりを目指し、平成26年に守谷市低炭素まちづくり計画が策定されました。

都市機能の拡散、自動車に依存した移動手段、エネルギー消費量の増大、緑の減少と質の低下といった課題に対応するため、集約型都市構造への転換、環境にやさしい移動手段の選択、エネルギー消費量の削減、緑豊かなまちづくりの推進といった4つの方向性を示しています。

計画期間は、中期計画期間（令和15年度）及び長期計画期間（令和35年度）の計画目標を展望しながら、平成26年度から令和5年度までの10年間とし、社会経済状況、集約拠点地区の事業の進捗状況を踏まえて、中間年次において必要に応じて見直しを行うものとしています。

(3) 資源循環分野

①資源循環の状況

水、大気などの環境中の様々な媒体にまたがって存在する反応性窒素、マイクロプラスチックを含むプラスチックごみ、人為的な水銀排出や難分解性・高蓄積性・毒性・長距離移動性を有する有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。

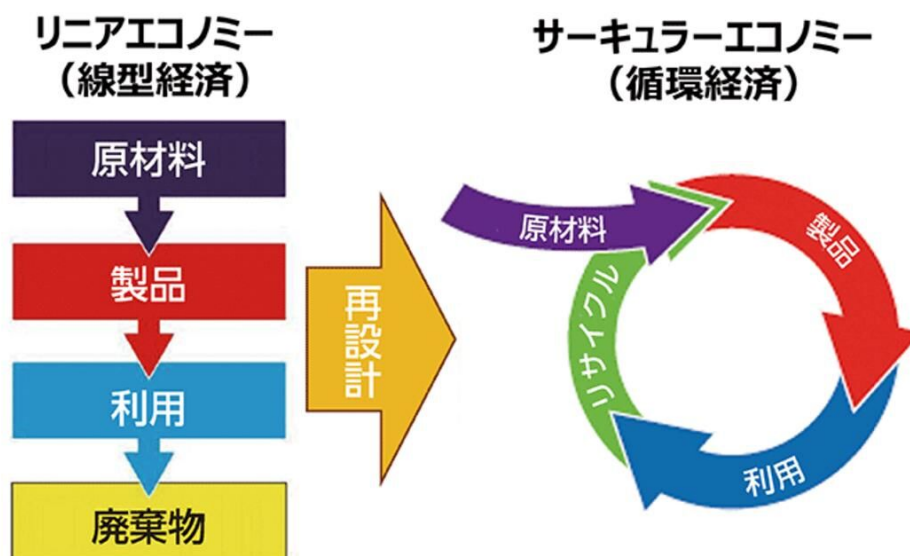
プラスチックを含む海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、国内外で様々な問題を引き起こしています。経済協力開発機構(OECD)によると、世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は2019年の3億5,300万トンから2060年には10億1,400万トンと、ほぼ3倍に膨れ上がり、プラスチック廃棄物の環境への漏出量は2060年には年間4,400万トンに倍増し、湖、河川、海洋に堆積されるプラスチック廃棄物の量は3倍以上に増加すると予測されています。

また、プラスチック廃棄物のうち、リサイクルされる割合は2019年の9%から2060年には17%に上昇すると予測されていますが、焼却と埋め立てに回る割合は引き続きそれぞれ18%と50%を占め、管理されていない廃棄物集積場、露天での焼却、陸域・水域環境への漏出に行き着くプラスチックの割合は、22%から15%に改善されると予測されています。

②国際情勢

i) 循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向けた取組

世界の状況に目を向けると、欧州連合(EU)が2015年12月に「サーキュラーエコノミー・パッケージ」を公表し、その中で循環経済の概念を打ち出しました。循環経済とは、「資源(再生可能な資源を含む。)や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システム」とされ、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するシステムの形成が求められています。



出典：環境省ホームページ

図 サーキュラーエコノミーのイメージ

ii) プラスチックごみの削減

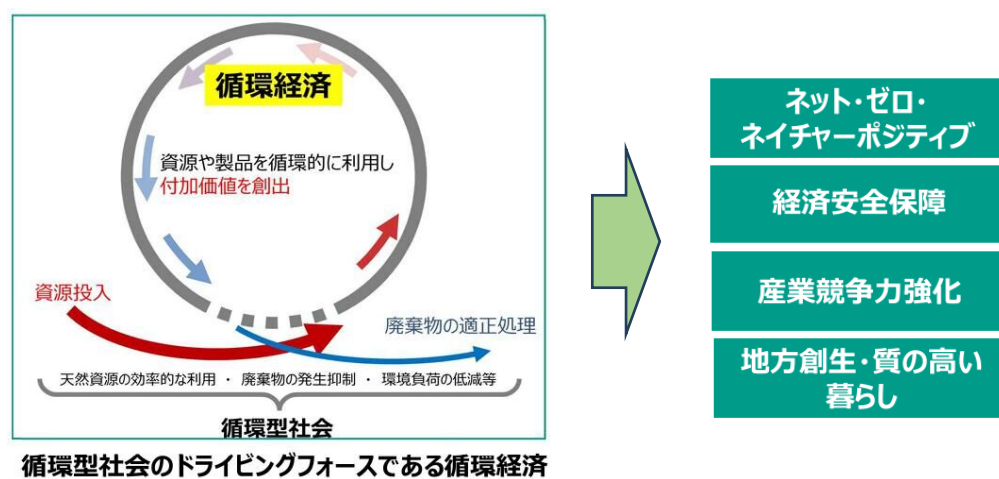
プラスチックは安価かつ丈夫で便利な素材であり、私たちの生活に大量に利用されています。一方で、使い捨てプラスチックやプラスチックごみによる海洋汚染が世界的に重要な問題となっています。2022年2月から3月にかけて開催された国連環境総会において、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する条約の策定に向けた委員会を立ち上げる決議が採択されました。EUでは、2021年に非リサイクル性プラスチックに対する課税の方針を立ち上げたほか、2030年までにすべての包材を再利用やリサイクル可能とすることを目指しています。このような背景から、国際的に脱プラスチックの取り組みが進んでいます。

③国における取組

i) 第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法(2000年制定)に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として、現在は第五次循環型社会形成推進基本計画が策定されています。

第五次計画の改定の背景及びポイントとしては、①循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するために、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行の推進 ②循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」への移行による気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現 ③将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現させ、「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現。このような①～③の認識のもと、今回の改定では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として計画が策定されました。



出典：環境省ホームページ

図 循環型社会形成のドライビングフォースのイメージ

④茨城県における取組

i) 第5次茨城県廃棄物処理計画（令和3年度から令和7年度）

県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標の共有や連携を図りながら、それぞれの立場における廃棄物の3Rや適正処理の取組を推進して、持続可能な循環型社会の形成を目指していくため、県として、今後、取り組むべき廃棄物処理施策の基本的事項等を定める計画として本計画を策定しており、主体ごとの取組を推進しています。令和3～7年度の5年間で計画期間としています。

一般廃棄物、産業廃棄物や循環型社会形成に係る共通課題から、「3Rの推進」、「廃棄物適正処理の推進」、「循環型社会形成に向けた基盤づくり」といった3つの方向性を定め、廃棄物の減量化等の目標や目標達成に向けた基本的施策を示しています。

ii) 食品ロス削減推進計画に関する事項

第5次茨城県廃棄物処理計画では、廃棄物の減量化を促進する観点から、県が取り組むべき食品ロス削減対策を網羅的に定められています。このため食品ロス削減に関する事項について、茨城県の食品ロス削減推進計画に読み替え、食品ロス削減対策を廃棄物対策及び関連施策と一体的に推進しています。

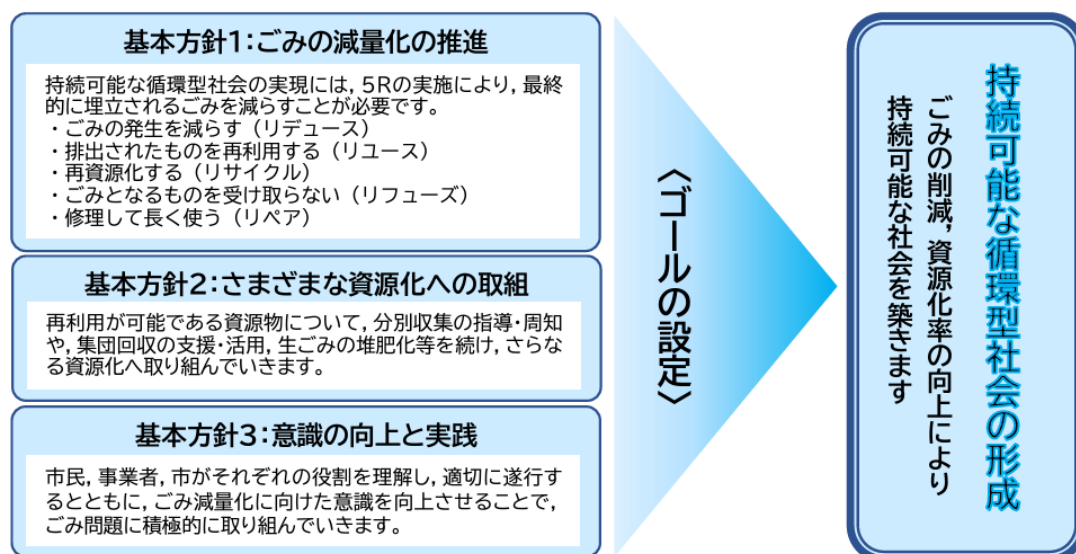
「普及啓発」、「食品関連事業者の取組促進」、「市町村の取組促進」、「食品ロス量の把握」といった4項目を基本的施策として示しています。

⑤本市における取組

i) 守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定（令和4年3月）

廃棄物の5R(リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)、リフューズ(Refuse)、リペア(Repair))を総合的に推進し、自主性と創意工夫を活かすことにより循環型社会の形成を図ることを目的として、策定されました。

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標「SDGs」の達成に向け、また、「2050年までにカーボンニュートラルを目指す」といった方向性を踏まえ、温室効果ガスである二酸化炭素の排出を抑えた廃棄物処理を目指しながら、具体的な施策を実施していくことで持続可能な循環型社会の形成を図るものとしています。



出典：守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版

図 計画の基本方針

(4) 生物多様性分野

①生物多様性の状況

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学(IPBES)が2019年に公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、人間活動の影響により、過去50年間の地球上の種の絶滅は、過去1,000万年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなければ、今後更に加速すると指摘されましたが、2023年12月に国際自然保護連合(IUCN)が公表した絶滅のおそれのある世界の野生生物のリスト「レッドリスト」の最新版では、「絶滅の危機が高い」とされる種数は、1年前から比較して約2,000種増加し、44,016種に及ぶという結果が示されています。

また、今回の更新では、世界の淡水魚種に関する初の包括的評価が行われ、14,898種の評価種のうち3,086種が絶滅の危機にあり、汚染、ダムや取水、乱獲、外来種や病気といった要因のほか、水位の低下や季節の変化といった気候変動の影響を受けていることが指摘されました。

②国際情勢

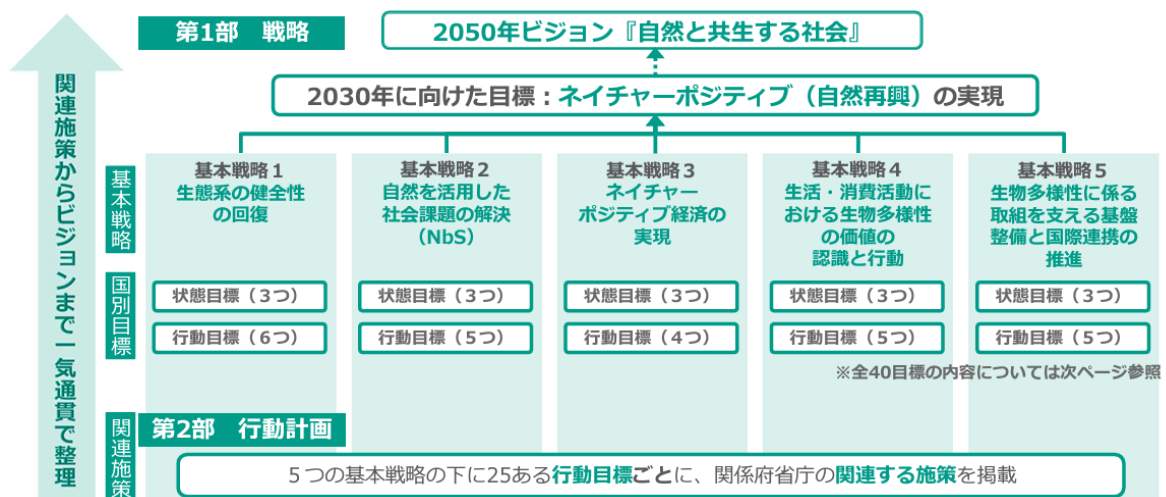
令和3(2021)年6月のG7サミット、令和4(2022)年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された「昆明—モントリオール生物多様性世界枠組み」において、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ：自然再興」が示されました。実現に向けて、令和12(2030)年までに地球の陸域と海域の少なくとも30%を保全する「30by30目標」を掲げています。

③国における取組

i) 生物多様性国家戦略 2023-2030

新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略となっており、また、2030年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略としています。

生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調、30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復、自然資本を守り活かす社会経済活動(自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組)の推進がポイントとなっています。



出典：環境省ホームページ

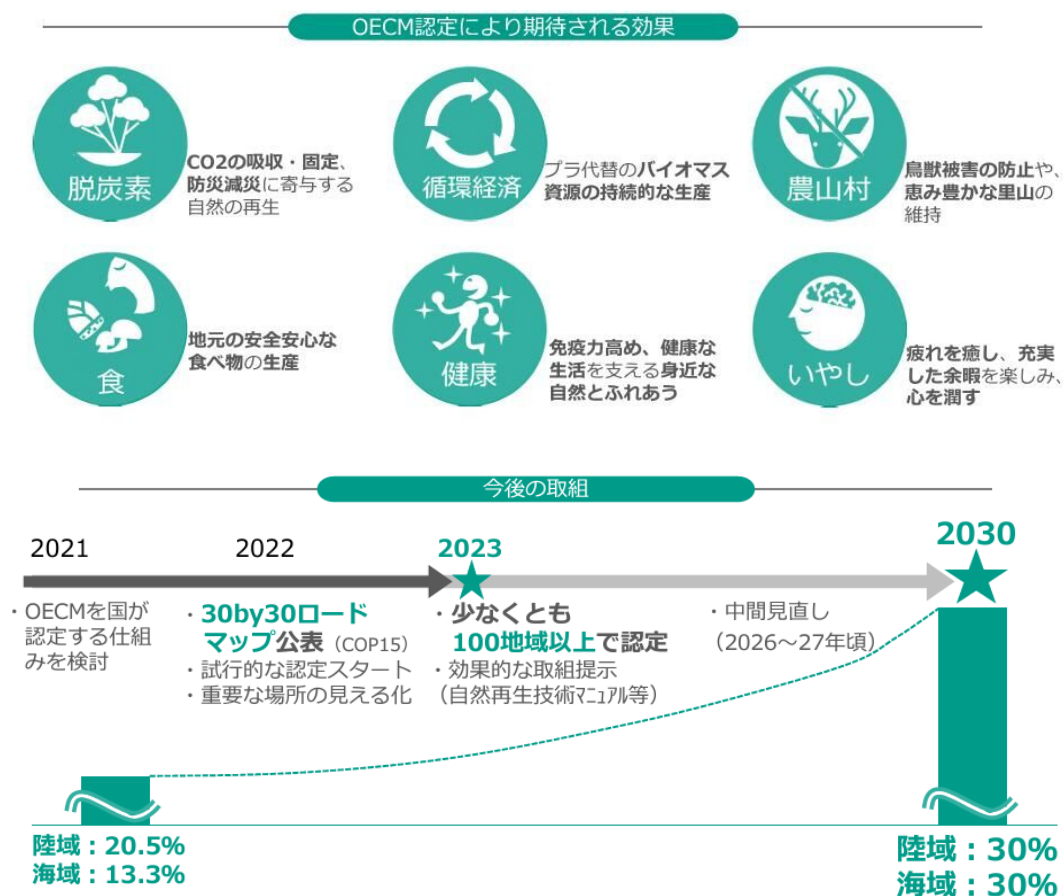
図 生物多様性国家戦略2023-2030の構成や指標

ii) 30 by 30 目標

国では、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標」を掲げ、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上や生物多様性保全に貢献する場所(OECM)の設定・管理に取り組んでいます。

2030年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全することで、保護地域(国立公園等)の更なる拡充・管理、保護地域以外の場所(社寺林、企業有林、企業緑地、里地里山等)でOECMの認定により、下図のような効果が期待されます。

優れた自然環境を有する保護地域を核として、OECM等を有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)の形成を推進するとともに、重要地域の保全や自然再生に取り組み、私たちの暮らしを支える森里川海のつながりを確保することが重要です。



出典：生物多様性のための30by30アライアンス（環境省）

図 30by30ロードマップ

④茨城県における取組

i) 茨城の生物多様性戦略（平成 26 年 10 月）

「第3次茨城県環境基本計画」の中で、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性に関する施策の充実」への取組の具体的施策として「県としての目標や施策の内容を明確に示した生物多様性戦略を策定する」としていることを受け、策定されました。

計画の将来像は「豊かな自然を守り、環境と調和した生活を送ることができる県」とし、この戦略では、この将来像を基本として本県の持つ固有な地勢、社会、文化の特性を考慮しながら、いかに生物多様性の保全や生態系の持続可能な利用を進めるかを考え、目標については、50年先までを見越した中長期目標と10年間の短期目標を設定しています。

「生物多様性（自然環境、生態系、自然の恵み）」、「里山」、「農業・食料」、「人口と社会の変化」を自然環境から見た茨城の将来像のキーワードとしています。

⑤本市における取組

i) 第二次守谷市緑の基本計画（令和 3 年 10 月）

守谷市では平成14年に「心やすらぐ緑の守谷」を将来像として掲げ「守谷市緑の基本計画」を策定し、目標年次を令和2年度として策定から約20年間、市民、事業者、行政一丸となり守谷の豊かで多様な水辺と緑を守り育ててきました。

目標年次を迎えたことから、社会情勢や緑を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまでの緑の施策等の進捗状況を検証し、「生物多様性」への配慮、「グリーンインフラ推進戦略」という要素を加え、多様な生物が共存・共生できる持続可能なまちづくりを目指し、第二次計画として策定されました。なお、本計画においては令和12年(2030年)を中間年次、令和22年(2040年)を目標年次とします。

改定にあたって本市で取り組んでいるグリーンインフラの考え方を再整理し位置づけるとともに、生物多様性地域戦略を包含する計画としています。

計画の将来像については、守谷に住む人々が自然の恩恵を受け、心も体も満たされ誰もが住み続けたいと感じる(well being)ことができる緑豊かな守谷を、市民・事業者・行政みんなで創り上げていくため、「守谷の豊かな緑を保全・継承し、さらにグリーンインフラにより、世代を超えて人と緑がつながる、幸福～well being～にあふれるまち」と設定されています。

(5) その他

①新型コロナウイルス感染症への対応

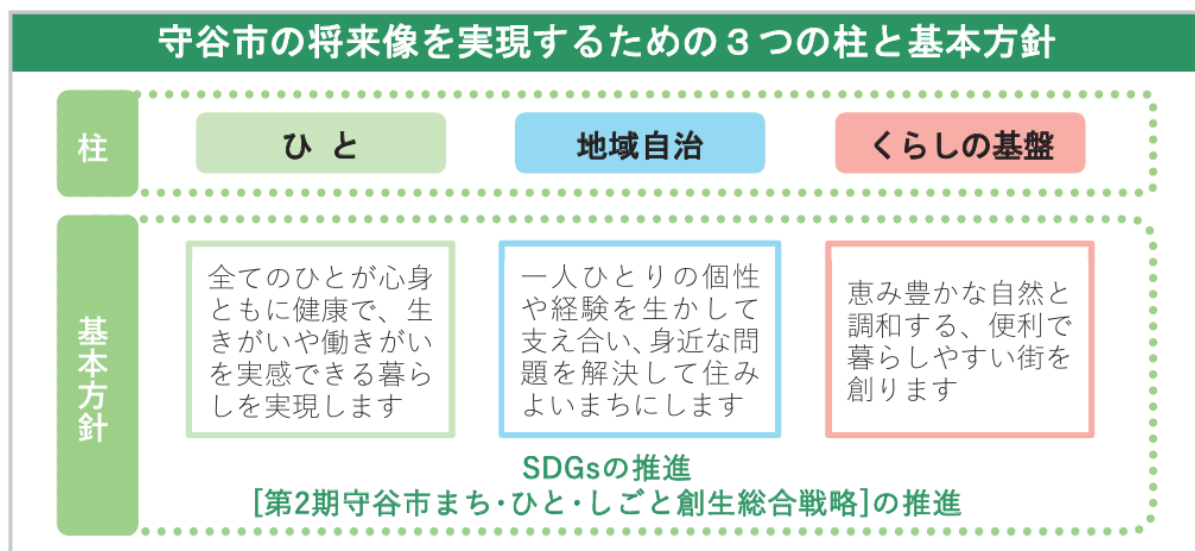
世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症の影響により、わが国では、令和2(2020)年4月に緊急事態宣言が発出され、これまでにない日常生活の行動変容が求められました。

「新しい生活様式」の定着を背景として、テレワークをはじめとする柔軟な働き方は更に普及が進み、交通や廃棄物処理、資源循環のあり方にも様々な影響を与えることが考えられます。

②市の上位計画

i) 第3次守谷市総合計画（令和4年3月）

平成24年3月に第二次守谷市総合計画を策定し、「緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまちもりや」の実現を目指し、様々な施策に取り組んできましたが、策定以降の社会情勢の変化等への対応やSDGsの達成を見据えた指針として、新たに第2期総合戦略を包含した第三次守谷市総合計画が策定されました。基本構想、基本計画で構成されている他、重点プロジェクトとして総合戦略及びその前段となる人口ビジョンが盛り込まれています。計画期間は、令和4年度を初年度とし、基本構想は令和13年度を目標年次とする10年間、基本計画・第2期総合戦略は令和8年度を目標年次とする5年間となっています。



出典：第三次守谷市総合計画 概要版

図 守谷市の将来像を実現するための3つの柱と基本方針

表 守谷市の将来像実現のための取組(施策10抜粋)

施策・あるべき未来の姿 施策10 環境にやさしい生活の創出 安定した基盤のもとに脱炭素社会を実現	
1 生活公害・産業公害の防止	●空き地の雑草やポイ捨て等の生活公害への対応と解決支援 ●水質・騒音・振動等や放射能汚染状況の調査と情報公開 ●犬・猫の飼育方法の周知徹底と飼い主のいない猫に関する地域の取組支援
2 ゼロカーボンシティの推進	●守谷市役所地球温暖化対策実行計画、地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく施策の展開 ●再生可能エネルギーの利用促進及び市民・事業者への普及啓発 ●住宅地や工業地、商業地等における緑化促進によるカーボン・オフセットへの取組推進
3 環境保全活動の推進	●第2次守谷市環境基本計画に基づく施策の展開 ●環境美化活動の展開及び不法投棄対策の推進
4 ごみの減量化	●ごみ分別（5種16分別）への取組促進 ●食品リサイクル堆肥化事業への参加促進及び食品ロス削減の推進
5 再資源化への取組	●ごみの5Rへの取組に対する市民・事業者の参画促進 ●資源物回収、ごみ資源化の普及啓発
6 廃棄物の適正処理	●守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく施策の展開 ●ごみ集積所の適正な維持管理と排出マナーの周知・徹底

出典：第三次守谷市総合計画

③市の環境に関する取組

i) 第2次守谷市空家等対策計画（令和5年3月）

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていない空家等が年々増加しており、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

このような空家等がもたらす問題を総合的に対応する施策の更なる充実を図るため、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、本市においても法第6条の規定に基づき、空家等に関する基本的な対策を総合的かつ計画的に推進するために第2次守谷市空家等対策計画が策定されました。

空家等対策に係る基本的な方針等は①空家化の予防 ②空家利活用の促進 ③管理不全空家等の解消の3点としており、それぞれに具体的に実施する取組等を示しています。

ii) 環境調査

環境の状況の把握、環境の変化の機構の解明、環境の保全に関する施策の適正な策定等のため、幅広い分野の調査研究、監視・観測等を的確に行うことが不可欠となっています。特に、地球環境問題については、その解決に向け、十分な科学的知見を蓄積し、解明を進めることが必要です。

本市では、条例に基づき、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する年次報告書として、守谷市環境報告書を公表し、水質調査や道路騒音・振動調査などを行った結果を掲載しています。

iii) 放射線対策

東日本大震災を起因とする東京電力福島第一原子力発電所における事故発生に伴い、大量の放射性物質が放出され、福島県をはじめ、本市を含む広範囲の環境や国民生活に多大なる影響を与えました。

本市では、平成24年3月に「守谷市除染実施計画」を策定して除染を進め、平成25年8月末には、市内の小中学校、幼稚園、保育所（園）、その他の児童施設はもちろんのこと、公園の除染も完了しました。

平成25年度までは、各施設（幼児施設、小中学校、公園等）において毎月1回定点測定を実施してきましたが、放射線量の再上昇が見られないため、平成26年度からは年2回（春・秋）の測定に変更し、各施設の放射線量の経過を観察しています。

守谷市では、条例に基づき、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する年次報告書として、守谷市環境報告書を公表し、放射線量調査などを行った結果を掲載しています。

iv) 啓発活動

近年、環境問題においては、主に日常生活や通常の事業活動に起因する都市・生活型公害や地球環境問題の比重が高まるとともに、身近な自然とのふれあいや快適な環境の保全・創造を求める国民のニーズが増大しています。こうした複雑・多様化する環境問題に対応していくためには、国民一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活・行動を行っていくことが必要です。

本市においても、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、地域、家庭、職場等の多様な場において互いに連携を図りつつ、環境保全に関する教育及び主体的な学習を総合的に推進することが求められていると考え、関連する取り組みとして、自然環境の重要性の啓発を目的としたイベントを開催しています。

v) 環境教育

学校においては、学習指導要領等に基づき、持続可能な社会づくりの担い手として必要な資質・能力等を育成するため、環境教育等の取組を推進します。また、ユネスコスクールによるネットワークを活用した交流等の促進や、学校施設が環境教育の教材としても活用されるよう、環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を推進します。さらに、学校全体として、発達段階に応じて教科等横断的な実践が可能となるよう、関係省庁が連携して、教員等に対する研修や教材等の提供等に取り組みます。加えて、家庭、地域、職場等においては、関係府省が連携して、自然体験活動その他の多様な体験活動への参加の機会の拡充を図ります。

環境教育の推進に当たっては、体験活動を通じた学びに加え、ICTの活用、多様な主体同士の対話や協働を通じた学びの充実を図ります。また、「体験の機会の場」等を通じた質の高い環境学習拠点の充実や幅広い場での環境教育の推進を図るほか、表彰制度や研修の機会の提供等を通じて自発的な取組を促進していくとともに、ウェブサイト等により優良事例を積極的に発信します。

vi) 美化活動

市では、市民との協働による清掃・美化活動を次のように実施しています。

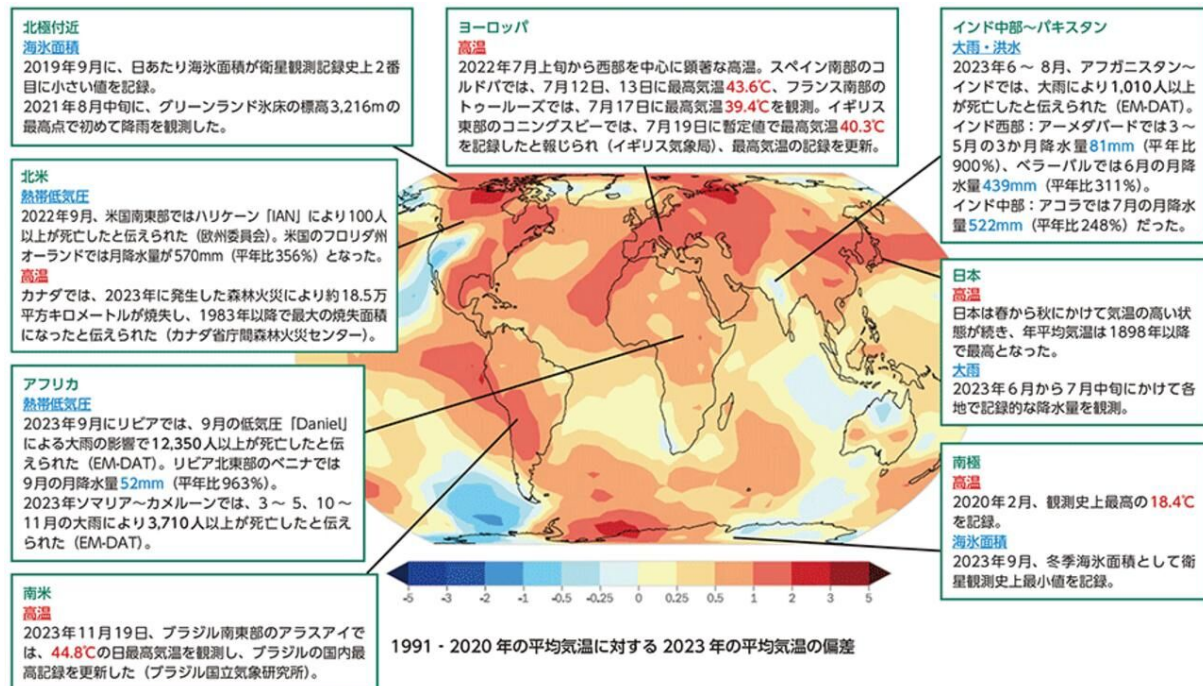
表 守谷市で実施している主な美化活動

主な活動名	内容
環境美化の日	自治会・町内会単位での市民による美化活動を実施
利根川河川敷 クリーン作戦	利根川・鬼怒川河川敷における清掃活動を実施 ※利根川河川敷環境保全実行委員会との共催
鬼怒川・小貝川 クリーン大作戦	小貝川河川敷における清掃活動を実施 ※同地・赤坊花地区のほか、市民との協働により実施
市民団体との 合同清掃作業	市内の道路、公園などの美化活動を実施 ※もりやをきれいにしよう会との合同清掃作業
ポイ捨て防止 キャンペーン	守谷市ポイ捨て等防止に関する条例施行を記念して駅前美化活動を実施※守谷駅前クリーンズとの共催

【参考】激甚化する気象災害

①世界で発生している気象災害

世界気象機関(WMO)や気象庁の報告によると、世界各地で様々な気象災害が見られました。



資料：[WMO Provisional State of Global Climate in 2023]、気象庁HP、JaxaHPより環境省作成

出典：環境省（令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書）

図 近年の世界各地の異常気象

②日本で発生している主な気象災害

- 気象庁の観測によれば、1日の降水量が200ミリ以上の大雨を観測した日数は、1901年以降の統計期間において有意な増加傾向にあり、その最初の30年と直近の30年とを比較すると、約1.7倍に増加しています。また、1時間降水量50ミリ以上の短時間強雨の発生頻度は、1976年以降の統計期間において有意な増加傾向にあり、その最初の10年と直近の10年を比較すると、約1.4倍に増加しています。
- 高温が顕著だった令和4年6月下旬には東・西日本で、7月上旬には北日本で、1946年の統計開始以降、7月上旬として1位の記録的な高温となり、全国の熱中症救急搬送人員は、調査開始以降、6月は過去最高、7月は2番目に多くなりました。
- 令和4年8月上旬には北海道地方や東北地方及び北陸地方を中心に記録的な大雨となり、3日から4日にかけては複数の地点で24時間降水量が観測史上1位の値を更新し、河川氾濫や土砂災害の被害が発生しました。
- 令和4年9月には台風第14号が非常に強い勢力で鹿児島市に上陸し、九州を中心に西日本で記録的な大雨や暴風となり、9月15日の降り始めからの総雨量は、九州や四国の複数地点で500ミリを超えるなど、9月1か月の平年値の2倍前後を観測、鹿児島県屋久島町で最大瞬間風速50.9メートルを観測したほか、複数地点で観測史上1位を更新しました。
- 令和元年10月6日に日本のはるか南方で発生した令和元年東日本台風は、台風による発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、気象庁の観測では、10月10日から13日までの総降水量は、神奈川県箱根で1,000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超えました。特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となりました。

参考：令和4年版 国土交通省白書（国土交通省）、

参考：令和5年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

参考：勢力を増す台風2023（環境省）